

国立大学法人東京大学と文京区との相互協力に関する協定

国立大学法人東京大学を甲とし、文京区を乙として、甲乙両当事者は、相互の協力に関し、次のとおり基本的事項について協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が学術研究と地域社会の発展のために協力し、もって人材の育成と地域社会及び地域の文化・産業の進展に寄与することを目的とする。

(相互協力事項)

第2条 前条に基づく相互協力の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 学術研究の成果の交流
- (2) 人材及び知的資源の交流
- (3) 施設の利用
- (4) その他前条の目的を達成するため甲及び乙が必要と認めたこと

2 前項に基づく相互協力の内容は、別途実施細目により定めるものとする。

(協定存続期間)

第3条 この協定の存続期間は、協定成立の日から3年とする。

2 前項の期間満了の日の6か月前までに、甲乙何れからも別段の意思表示がないときは、この協定の存続期間は1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成17年 1月12日

甲 東京都文京区本郷七丁目3番1号
国立大学法人東京大学
代表者 総長

佐々木 毅

乙 東京都文京区春日一丁目16番21号
文京区
代表者 区長

煙山 力

国立大学法人東京大学と文京区との相互協力に

関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、国立大学法人東京大学と文京区との相互協力に関する協定（平成17年1月12日。以下「協定」という。）第2条第2項の規定に基づき、その実施について必要な事項を定めるものとする。

(学術研究の成果の提供とその支援)

第2条 国立大学法人東京大学（以下「甲」という。）は、その学術研究の成果を、文京区（以下「乙」という。）に対し、積極的に公開するよう努める。

2 甲は、その学術研究の成果を、乙の依頼に応じ、乙の学校教育・生涯学習・産業育成等に係る施策の充実に活かすよう努める。

3 乙は、甲の開催する公開講演会等について、甲からの依頼があった場合には、その広報について協力に努める。

4 乙は、甲からの依頼があった場合、甲の学術研究成果を発表する場所及び機会の提供に努め、必要に応じて後援等を行う。

(人材育成のための協力)

第3条 甲は、乙の依頼に応じ、乙における学習指導の補助のため、甲の学生が協力するようあつせんする。協力の形態、協力する者の数、協力する者への謝礼等については、別途協議する。

2 甲は、乙における次代を担う人材育成のため、その所有する資源を、その業務に支障のない範囲において利用させるよう努める。利用の形態、料金、利用期間等については別途協議する。

(施設の利用)

第4条 甲及び乙は、協定の目的を達成するため、それぞれ保有する施設を、その業務に支障のない範囲において利用させるよう努める。利用の形態、料金、利用期間等については別途協議する。

(その他の協力)

第5条 甲及び乙は、協定の目的を達成するため、第2条乃至第4条に規定する事項以外の相互協力について検討し、必要に応じて協議を行う。